

第9章 付 帯 工

第1節 雑 工

第901条 モルタル仕上

1. 受注者は、モルタル作成にあたって所定の配合にセメント及び洗砂を混合して全部等色となるまで数回空練りした後、清水を注ぎながらさらに5回以上切返して練り混ぜなければならない。
2. 受注者は、モルタル仕上げを行うコンクリートの表面を、あらかじめノミ、タガネ等で目荒しを行い、清掃のうえ下塗りを施工しなければならない。
3. 受注者は、中塗りにおいて、定規摺りを行い木ごとで押えとし、上塗りは、中塗りの水引き加減をみはからって行うものとする。また上塗りは、面の不陸がなく、かつ、むらのでないよう仕上げなければならない。
4. 受注者は、床塗りにおいて、コンクリート面のレイタンスなどを除去し、よく清掃の上、水しめしを行い、セメントペーストを十分流して、ホウキの類でかき均しの後、塗りつけにかかるものとする。塗りつけは、硬練りモルタルを板べら等でたたき込み、表面に水分を滲出させ、水引き加減をみはからい、金ゴテ仕上げをしなければならない。
5. 受注者は、防水モルタル工において、あらかじめ監督員の承諾を得た防水剤を注入しなければならない。

第902条 箱抜工

1. 受注者は、電気工事、機械工事との関連で必要とされる配管用あるいは機器据付け用の箱抜きまたはさし筋を、工事区分の如何を問わず、監督員との協議に従い施工しなければならない。
2. 受注者は、箱抜工またはさし筋の施工にあたって、関連する設計図書を十分検討したうえ、施工図を作成し、監督員の承諾を得なければならない。
3. 受注者は、スラブ上の箱抜箇所について落下等の危険を防止するために、安全対策を講じなければならない。

第903条 整流壁工

1. 受注者は、有孔整流壁においては、図面にもとづき、塩化ビニル管等を所定の長さに切断し、コンクリート型わくに堅固、かつ正確に取付けコンクリート打設によって狂いの生じないようにしなければならない。

第904条 越流堰工

1. 受注者は、越流堰板については、日本下水道事業団の定める「下水道施設標準図（詳細）土木・建築、建築設備（機械）編」により施工

第905条 鋼管、ステンレス管
及び鋳鉄管布設

しなければならない。

2. 受注者は、越流堰板を全漕にわたって、その高さが同一、かつ流水に対して鉛直方向になるように取付けなければならない。

受注者は、流出樋に押込みボルト、またはホールアンカーを正確に取付け、これにパッキングと共に堰板を設置し、フラットバーあるいはこれに類するもので押さえた後、ボルト締めして取り付けなければならない。

3. 受注者は、Vカットをしたノッチに亀裂を生じないように加工しなければならない。

4. 越流堰板は、特に漏水の防止に留意して取付けなければならない。

1. 受注者は、鋼管及びステンレス管の布設については、水道局の定める「機械・電気設備工事一般仕様書」（下水道編）を準用し、下記の事項によらなければならない。

(1) 受注者は、設計図書に特に明示した場合を除き、水道局の定める「機械・電気設備工事一般仕様書」（下水道編）により施工しなければならない。

(2) 受注者は、現場溶接を施工する場合、施工前に溶接に伴う収縮、変形、拘束等が全体や細部の構造に与える影響について検討しなければならない。

(3) 受注者は、溶接部や溶接材料の汚れや乾燥状態に注意し、それらを良好な状態に保つのに必要な諸設備を受注者の負担により現場に備え付けなければならない。

(4) 受注者は、現場溶接に先立ち、開先の状態、材片の拘束状態について注意をはらわなければならない。

(5) 受注者は、溶接材料、溶接検査等に関する溶接施工上の注意点は、設計図書によらなければならない。

(6) 受注者は下記の場合には、鋼製部材の塗装を行ってはならない。

①気温が5℃以下のとき。

②湿度が85%以上のとき。

③塗膜の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。

④炎天で鋼材表面の温度が高く、塗膜に泡が生ずるおそれのあるとき。

⑤鋼材表面が湿気を帯びているとき。

⑥その他、監督員が不相当と認めたとき。

(7) 受注者は、塗装作業に先立ち、鋼材表面のさびや黒皮、ごみ、油類その他の付着物を除去しなければならない。

(8) 受注者は、さび落としを完了した鋼材及び部材が塗装前にさびを生じるおそれのある場合には、プライマー等を塗布しておかなければならない。

(9) 受注者は、現場塗装に先立ち、塗装面を清掃しなければならない。

(10) 受注者は、部材の運搬及び組立て中に工事塗装が剥げた部分について、工場塗装と同じ塗装で受注者の責任と費用負担により補修しなければならない。

(11) 受注者は、下層の塗料が完全に乾いた後でなければ上層の塗装を行ってはならない。

2. 受注者は、ダクタイトル鑄鉄管の布設については、水道局の定める「機械・電気設備工事一般仕様書」（下水道編）を準用し、下記の事項によらなければならない。

(1) 受注者は、JSWAS G-1（下水道用ダクタイトル鑄鉄管）、JIS G 5526（ダクタイトル鑄鉄管）及び JIS G 5527（ダクタイトル鑄鉄異形管）の規格に適合したダクタイトル鑄鉄管を用いなければならない。なお、内面塗装は、特に指定のないときは JSWAS G-1 の付属書 2 の 2 に規定する内面エポキシ樹脂粉体塗装または内面液状エポキシ樹脂塗装とする。また、内面をモルタルライニングとする場合は、JSWAS G-1 の付属書 2 の 3（下水道用ダクタイトル鑄鉄管モルタルライニング）によるものとする。

(2) 受注者は、設計図書に特に明示した場合を除き、水道局の定める「機械・電気設備工事一般仕様書」（下水道編）により施工しなければならない。

(3) 受注者は、継手接合前に受口表示マークの管種を確認し、設計図書と照合しなければならない。

(4) 受注者は、管の据付前に管の内外に異物等がないことを確認した上で、メーカーの表示マークの中心部分を管頂にして据付けなければならない。

(5) 受注者は、継手接合に従事する配管工にダクタイトル鑄鉄管の配

管経験が豊富で、使用する管の材質や継手の特性、構造等を熟知したものを配置しなければならない。

(6) 受注者は、接合の結果をチェックシートに記録しなければならない。

(7) 受注者は、塗装前に内外面のさび、その他の付着物を除去後、塗料に適合した方法で鑄鉄管を塗装しなければならない。

(8) 受注者は、現場で切断した管の端面や、管の外面の塗膜に傷が付いた箇所について、さびやごみ等を落として清掃し、水分を除去してから塗装しなければならない。

(9) 受注者は、塗装箇所が乾燥するまで現場で塗装した管を移動してはならない。

3. 受注者は、金属配管を布設する場合は、水道局の定める「機械・電気設備工事一般仕様書」(下水道編)を準拠し、防食処理を行わなければならない。

4. 受注者は、塩害対策を必要とする地域(表9-1)の土中及び海水に直接接する位置に金属配管を布設する場合は、監督員と協議し、監督員の指示に従って防食処理を行うものとする。

表9-1 塩害対策を必要とする地域(鹿児島県)

| 地 域 | 海岸線からの距離 |
|--------------|----------|
| 鹿児島郡、熊毛郡、大島郡 | 全 域 |
| 上記以外 | 200m |

[注] 海岸線からの距離は、敷地境界を基準とし、用地の一部が表に示す距離に入る場合は、当該区分を適用する。

5. 受注者は、コンクリート構造物、その他の配管貫通部については、配管施工後、入念にモルタルを充てんし、防水を必要とする箇所は、漏水が生じないよう止水板等を設け、貫通部の両面を防水モルタル左官仕上げとしなければならない。なお、特に監督員が指示する箇所については、監督員の承諾する工法、仕上げで閉塞しなければならない。

6. 受注者は、配管が構造物を貫通した配管と支持横造物が異なる場合等、可とう管の挿入が必要な場合には監督員と協議しなければならない。

7. 管布設後、気密試験を行わなければならない。試験方法は事業団の定

める「機械設備工事施工指針 第15章 配管設備（ダクト設備を含む）」によること。

8. 受注者は、地中埋設部分施工において、掘削後よくつき固めを行い切込み砂利等を敷きつめその上に配管を行わなければならない。特に設計図書に示す場合は設計図書に示す基礎工を施工の後、配管を行わなければならない。
9. 受注者は、地中配管埋設後、原則として良質土（場内で良質な埋戻し土が確保できる場合は、原則として現場発生土とするが、監督員の承諾を得ること。）で入念に埋戻し、よくつき固めを行わなければならない。受注者は、通路横断部、分岐・曲がり配管部及び重量物を受ける箇所の埋設配管は、必要に応じてコンクリートその他で衝撃防護措置を施さなければならない。
10. 受注者は、屋外埋設配管の位置を標示するコンクリート製の埋設標を地上に設けなければならない。
11. 受注者は、埋設配管の埋設位置の直上20～40cmのところに、耐久性のある配管標識シートを連続して埋設しなければならない。また、その標識シートには、2m間隔で物件の名称、口径、埋設年度を表示しなければならない。

第906条 蓋工

1. 受注者は、開口部に設置する各種の蓋類について、日本下水道事業団の定める「下水道施設標準図（詳細）土木・建築・建築設備（機械）編」により施工しなければならない。
2. 受注者は、蓋及び受枠の製作に着手する前に、強度計算書や施工承諾図等の書類を、監督員に提出しなければならない。
3. 受注者は、蓋の形状が大きい場合、あるいは、大きな荷重が蓋にかかるような場合には、監督員の指示に従って、所要の強度試験を行い、結果を報告しなければならない。
4. 受注者は、開口部からの転落等を防止するため、蓋は出来るだけすみやかに取付けなければならない。
5. 受注者は、FRP蓋、合成木材蓋及びアルミニウム蓋については、強風によって飛散しないような措置を講じておかななければならない。また、これらの蓋の表面には、すべり止め加工を行わなければならない。
6. 受注者は、蓋に荷重表示を行わなければならない。

第907条 その他の2次製品

1. 受注者は、下記の2次製品について、日本下水道事業団の定める「下

水道施設標準図（詳細）土木・建築・建築設備（機械）編」により施工しなければならない。

- ①アルミニウム製手摺
- ②伸縮継手
- ③角落し
- ④小型角落し
- ⑤足掛金物
- ⑥把手（可倒型、回転式、落とし込み）
- ⑦タラップ
- ⑧つりフック
- ⑨階段ノンスリップタイル
- ⑩トップライト
- ⑪ホイストレール

2. 受注者は、前項に示す2次製品の製作等に着手する前に、強度計算書や構造計算書、施工承諾図等の書類を監督員に提出しなければならない。

第908条 コンクリート防食被覆工

1. 受注者は、硫酸によるコンクリート腐食の防止を目的とする防食被覆工においては、設計図書のほか、日本下水道事業団の定める「下水道コンクリート構造物の腐食対策抑制技術及び防食技術マニュアル」の規定により施工しなければならない。

第909条 既存コンクリート構造物補修工

1. 受注者は、既存コンクリート構造物の補修工事においては、設計図書のほか、日本下水道事業団の定める「下水道コンクリート構造物の腐食対策抑制技術及び防食技術マニュアル」の規定により施工しなければならない。

第910条 塗装工

1. 受注者は、コンクリート面の塗装に先立ち素地調製において、以下の項目に従わなければならない。

- (1) 受注者は、コンクリート表面に付着したレイタンス、じんあい、油脂類、塩分等の有害物や脆弱部等、前処理のプライマーの密着性に悪影響を及ぼすものは確実に除去しなければならない。
- (2) 受注者は、コンクリート表面に小穴、き裂等のある場合、遊離石灰を除去し、穴埋めを行い、表面を平滑にしなければならない。
- (3) 受注者は、塗装にあたり、塗り残し、気泡、むら、ながれ、しわ等のないよう全面を均一の厚さに塗り上げなければならない。

2. 受注者は、次の場合、塗装を行ってはならない。

- (1) 気温が、コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー、コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗及び柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗を用いる場合で5℃以下のとき、コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗及び柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗を用いる場合で0℃以下のとき
- (2) 湿度が85%以上のとき
- (3) 風が強いとき、及びじんあいが多いとき
- (4) 塗料の乾燥前に降雪雨のおそれがあるとき
- (5) コンクリートの乾燥期間が3週間以内のとき
- (6) コンクリート面が結露しているとき
- (7) コンクリート面の漏水部
- (8) その他監督員が不相当と認めたとき

3. 受注者は、塗り重ねにおいては、前回塗装面、塗膜の乾燥及び清掃状態を確認して行わなければならない。

4. 受注者は、鋼製材料の塗装工事においては表9-2に示す仕様を標準とする。ただし、配管及び弁類については、水道局の定める「機械・電気設備工事一般仕様書」(下水道編)により施工しなければならない。

表9-2 塗料と用途

| 分類名 | 塗料の名称 | 用途 | 備考 |
|--------|-----------------------|----------------------------|-----------------------|
| 合成樹脂塗料 | 1種亜酸化鉛 (さび止め) | 一般構造物の外部及び美観を要する鉄部 | 下塗1回 |
| | 2種亜酸化鉛 (さび止め) | 〃 | 〃 |
| | フェノール樹脂塗料 | 〃 | 中塗、上塗 |
| | 酢酸ビニル樹脂塗料 (エマルジョン) | 壁の下塗屋内用 | 3回塗 |
| | アクリル樹脂塗料 (エマルジョン) | 壁の下塗屋外用 | 3回塗 |
| | エポキシ樹脂塗料 | 特に耐薬品性の要求される個所 汚水の接する鉄部 | 3回塗 |
| 油性塗料 | アルミニウムペイント | ガスタンク等耐熱を要する鉄部 | 中塗、上塗 下塗は上記さび止めを使用 |

第911条 セメント類吹付工

1. 受注者は、吹付工の施工にあたり、吹付け厚さが均等になるよう施工しなければならない。なお、コンクリート及びモルタルの配合は設計図書によらなければならない。
2. 受注者は、吹付面が岩盤の場合には、ごみ、泥土及び浮石等の吹付材の付着に害となるものは、除去しなければならない。吹付面が吸水性の場合は、事前に吸水させなければならない。また、吹付面が土砂の場合は、吹付圧により土砂が散乱しないように打固めなければならない。
3. 受注者は、吹付けの施工に影響を及ぼす湧水が発生した場合、またはそのおそれのある場合には、施工方法について事前に監督員と協議しなければならない。
4. 受注者は、補強用金網の設置にあたり設計図書に示す仕上面からの間隔を確保し、かつ吹付け等により移動しないよう、法面に固定しなければならない。また、金網の継手の重ね巾は10cm以上かさねなければならない。
5. 受注者は、吹付けにあたっては、法面に直角に吹付けるものとし、法面の上部より順次下部へ吹付け、はね返り材料の上に吹付けないようにしなければならない。
6. 受注者は、1日の作業の終了時及び休憩時には、吹付けの端部が次第に薄くなるように施工するものとし、これに打継ぐ場合は、この部分のごみ、泥土等吹付材の付着に害となるものを除去し、かつ湿らしてから吹付けなければならない。
7. 受注者は、吹付け表面仕上げを行う場合は、吹き付けた面とコンクリートまたはモルタル等の付着をよくするように仕上げなければならない。
8. 受注者は、吹付けに際して、他の構造物を汚さないように、また、はね返り材料はすみやかに取り除いて不良箇所が生じないように施工しなければならない。
9. 受注者は、吹付けを2層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。
10. 受注者は、吹付工の伸縮目地、水抜き孔の施工については、設計図書によるものとする。
11. 受注者は、法肩の吹付けにあたっては、雨水などが浸透しないように地山に沿って巻き込んで施工しなければならない。